

成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営業務に関する協定書（案）

成田市を甲とし、（協定締結先）を乙とし、成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営事業（以下「本事業」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域の子ども達が質の高い多様なスポーツ活動及び文化芸術活動に継続的に参加する機会を確保するため、甲及び乙がそれぞれの役割及び責任を明確にした上で、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）認定地域クラブ…学校部活動と連携して行う地域の運営団体・実施主体である地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動であって、国が示した要件、認定手続きに基づき、成田市が学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動をいう。

（2）成田市における部活動の地域展開に係る認定地域クラブの運営事業…成田市内中学校及び義務教育学校の生徒を対象として、成田市立小学校及び中学校の各施設及び公共施設を使用し、乙が実施する認定地域クラブの運営並びにこれを支障なく効果的に行うため、甲及び乙が相互に連携して行う事業をいう。

（3）4拠点…成田市内を以下4つの拠点に分けたそれぞれの名称をいう。

○成田中央地区（成田中・遠山中学校区）

○成田北部地区（久住中・下総みどり学園・大栄みらい学園学校区）

○成田ニュータウン北地区（吾妻中・玉造中・中台中学校区）

○成田ニュータウン南地区（西中・公津の杜中学校区）

（4）ステップ型地域クラブ…認定地域クラブの内、小中学校体育連盟主催の大会を中心とした大会参加を目的とした認定地域クラブのことをいう。

- (5) エキサイト型地域クラブ…地域クラブの内、大会参加を目的としない生徒の趣味・嗜好に寄り添った地域クラブのことをいう。
- (6) クラブチーム…乙が生徒数を調整した上で、拠点校を定め、各種目に立ち上げるクラブチームをいう。
- (7) 国のガイドライン…スポーツ庁、文化庁が令和7年12月に定めた「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」のことをいう。
- (8) 市のガイドライン…本市で定めている「成田市部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン」のことをいう。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和12年3月31日までとする。

(本事業の内容)

第4条 第1条に定める目的を達成するため、甲及び乙は、以下に記載する事業内容を実施するものとする。その他必要な事業内容については、甲乙協議の上、実施するものとする。

(1) 甲が実施すること

ア 幅広い関係者と連携し、包括的な企画調整を実施する。

イ 乙に対し、地域クラブの認定及び運営・実施に関する指導を国のガイドラインに基づき行う。なお、関係法令又はガイドライン等に改訂があった場合には、当該改訂後の内容に従い、必要な対応を行うものとする。

ウ 乙が地域クラブの運営のために使用する学校施設の教職員や保護者その他関係各所に対し、乙が行う地域クラブの概要について周知し、理解及び協力を求め、必要がある場合は調整を行う。

エ 甲は、乙が地域クラブの運営のために各施設の使用を申請した場合には、学校施設目的使用規則により審査した上で、その使用を他に優先して許可する。ただし、優先許可は乙がこの協定及び国、市のガイドラインを遵守している場合に限る。

オ 甲は、本事業を円滑かつ効果的な推進を図るため、地域展開に関する事項について、成田市部活動の「地域展開」に関する協議会を実施し、地域の実情を踏ま

えた事業の進め方、課題の共有、改善策その他地域展開に必要な事項について協議するものとする。

カ 甲は、学校職員から兼職兼業の希望があった場合において、当該職務の公正性の確保、職務遂行への支障の有無その他服務規律に照らして支障がないと認められるときは、当該希望を積極的に許可するものとする。

(2) 乙が実施すること

ア 国及び市のガイドラインに従い甲乙協議の上定めた運営方針に則り、成田市内中学校及び義務教育学校の生徒を対象とし、各施設を使用して地域クラブを運営する。なお、関係法令又はガイドライン等に改訂があった場合には、当該改定後の内容に従い、必要な対応を行うものとする。

イ 乙は、本事業を安全かつ円滑に実施するため、統括責任者、運営責任者その他必要な担当者を配置し、意思決定、現場運営、指導監督及び緊急対応が適切に機能する管理運営体制を構築すること。

ウ 乙は業務開始前に、組織体制図、職務分掌及び緊急連絡体制を記載した書面を作成し、甲の承認を得ること。

エ 原則各地域クラブ2名以上の指導者を募集、採用し、実施に関して必要な人材の確保を図る。

オ 乙は、指導者の採用にあたり、生徒の安全確保の観点から、適格性及び指導資質を確認し、必要な誓約書等を徴収するものとする。また、活動中は乙が発行する身分証を着用するとともに、生徒との私的接触、個別 SNS 等での連絡、無断撮影・公開等を禁止し、乙はこれを徹底すること。

カ 各クラブチームの活動内容や理念に差が生じないように、全体の統括をする。また、参加者が活動を通じて楽しさや喜びを感じられることを本質とし、各参加者が公平に参加できるよう機会を確保する。

キ 認定事務局業務及び運営業務の遂行にあたり、公正かつ中立な立場を堅持すること。自らの運営する活動に有利な取り扱いを行う等、審査や運営の公平性を損なう行為をしてはならない。

ク 各認定地域クラブ指導者に対し、個人情報保護、中学生の指導及び救急救命等を含む国のガイドラインに沿った研修を行う。

- ケ 熱中症警戒アラートや気象警報等の発令時、地震発生時等については活動を中止するとともに避難誘導マニュアルを事前に策定し、保護者に周知する。
- コ 活動開始前に AED の設置場所を確認し、速やかに使用できる体制を整える。
- サ 事故その他緊急事態が発生した場合は、指導者から乙及び保護者へ速やかに情報が伝達される体制を確保するとともに、甲に第一報を入れること。また、5 日以内に書面による詳細報告書を提出すること。
- シ 各施設を使用するときには、学校施設の利用に関する規則に則り、年度初めに申請書を甲に提出して使用許可を得る。
- ス 各クラブチームに対し 1 か月ごとに次月の活動予定表を作成し、活動状況を管理・報告する。
- セ 活動状況、参加人数、ヒヤリハット事例等事故報告を含む月次報告を作成し提出する。
- ソ 事業決算書、活動総括、次年度改善計画等を含む年次報告を作成し提出する。
- タ 年 3 回（学期に 1 回以上）以上、生徒および保護者に対し満足度調査（WEB アンケート等）を実施し、結果を分析・報告する。

（3）甲乙双方が実施すること

- ア 本事業の円滑な実施及び地域社会への効果的な還元を図るため、甲及び乙は、日常的に必要な情報共有及び意見交換を行う。
- イ 甲及び乙は、1 か月ごとに 1 度を目安に、面談にて打ち合わせを行い、活動に必要な調整を図る。
- ウ 甲及び乙は、本事業に関する情報について、適切な範囲で相互に共有するものとする。情報共有及びアに定めるコミュニケーション手段としては、面談協議、電話、電子メール、書面等とする。

（会費）

- 第 5 条 乙が参加者から認定地域クラブを利用するにあたって徴収する会費は、参加者 1 人あたり年会費 5,000 円、月会費 3,500 円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活困窮世帯支援等に係る特定の会費については、甲が利用者に代わって乙に直接支払う（代理受領）ことができるものとする。

- 3 乙が運営費を変更する場合は、甲乙協議の上決定する。
- 4 会費の減免（免除または減額）の適用については、甲が別に定める基準に従うものとする。
- 5 甲は、天災地変、感染症の拡大または乙の都合により乙の活動が中止され、乙の規約等に基づき月会費が免除され、または返還された月があるときは、当該月分の会費に相当する額を減額するものとする。

（会計の区分管理及び監査）

第6条 乙は、本事業に係る収支を、他の事業と明確に区分して整理しなければならない。

- 2 乙は、甲の求めがあるときは、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を提示し、甲の検査を受けなければならない。
- 3 会計帳簿及び証拠書類の保管期間は、本協定終了年度の翌年度から5年間とする。
- 4 甲は、事業の継続性及び適切な運営等の確認のため、必要があると認めるときは、乙に対し法人全体の財務状況に関する書類の提出を求め、又は職員等に乙の事務所、活動場所等において実地調査をさせることができる。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この協定に関して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報取扱事業者として、同法を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。
- 3 乙は、参加者が利用登録時に自ら乙に提供した個人情報を甲に提供することについて、あらかじめ参加者の保護者から同意を得なければならない。

4 乙は、地域クラブの参加者を指導する上で必要がある場合であって、乙が知り得た参加者の個人情報を甲に提供する場合は、あらかじめ当該参加者の保護者から同意を得なければならない。

5 乙は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損、その他の個人情報の管理の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると甲が認めることにつき相当の理由がある場合を含む。）、当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。

6 前項に掲げる事項に乙が違反した場合は、甲はこの協定を解除することができるものとし、乙は甲が生じた損害を賠償しなければならない。

（問題発生時の体制）

第9条 甲及び乙は、本事業実施に際して生徒の負傷、生徒間同士のトラブル、生徒と指導員間のトラブルなどの問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、その解決に向けて協議しなければならないものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第10条 乙は、本協定に基づく認定地域クラブの運営、指導、施設使用、安全管理、運営体制の構築及び維持その他本事業の実施にあたり、当該業務の性質及び目的に照らし、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行わなければならない。

（成果の帰属）

第11条 乙は、各年度に実施した本事業について、各年度末の日の1か月以内に、当該年度の成果を取りまとめた報告書を甲に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、本事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止等）

第13条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りではない。

(損害の負担)

第14条 甲及び乙は、事故の責めに帰すべき事由により生じた損害の処理（第三者に及ぼした損害を含む。）は、各々その責任と費用負担において当該損害（紛争解決に要した合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。天災その他自己の責めに帰さない自由による損害の場合は、甲乙協議の上、定める。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙（乙の役員等を含む。）は、暴力団員等に該当しないこと、及び暴力団員等が経営を支配し、又は実質的に関与していないことを確約しなければならない。

2 甲は、乙が前項の確約に違反したときは、催告をすることなく直ちにこの協定を解除することができる。

(協定の解除)

第16条 甲又は乙は、相手方にこの協定の条項に違反する行為があるときは、相手方に対し通知することにより、この協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、天災その他自己の責めに帰さない事由により、この協定を解除しようとするときは、その理由を記載した書面を相手方に送付し、相手方の承認を得た上で、この協定を解除するものとする。

3 甲又は乙が、やむを得ない事情がある場合には、相手方に対して2か月前までに書面による通知をすることにより、この協定を解除することができる。

4 乙が、本協定の履行にあたり、国のガイドライン又は市のガイドラインを遵守しない場合、又は遵守する意思がないと甲が認めた場合には、甲は、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

5 甲は、乙に談合、贈賄等の不正行為があったと認めたとき、又は乙が第4条第2項キに定める中立性及び公平性を著しく損なう行為をしたときは、催告をすることなく直ちにこの協定を解除することができる。

(協定終了後の措置及び引継ぎ)

第17条 本協定が期間満了、解除その他の事由により終了したときは、乙は、甲の指示に従い、速やかに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 本事業に関し乙が占有していた甲の施設、備品、資料等を現状に復した上で甲に返還すること。
- (2) 本事業の運営を通じて作成・収集した生徒名簿、指導者名簿、活動記録、会計帳簿その他の資料（電子データを含む。）を個人情報の保護に配慮しつつ、甲に確実に引き継ぐこと。
- (3) 前号の引継ぎにあたっては、甲が、引き続き円滑に業務を遂行できるよう必要な協力を行うこと。

2 前項の措置に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(紛争解決方法)

第18条 この協定に関する紛争については、甲乙両方で解決に当たるものとする。

(疑義の決定等)

第19条 本協定に定めのない事項については、仕様書の規定に従うものとする。また、本協定と仕様書の定めに相違がある場合は、本協定の定めを優先するものとする。

2 本協定書及び仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、甲と乙は本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住所) _____ (代表者) _____

乙 (住所) _____ (氏名) _____